

なお、本制度に係る報酬枠は、2017年6月29日開催の第44期定時株主総会において決定した取締役（社外取締役を含みます。）の報酬限度額（年額800百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内））とは別枠とし、また、対象者は、当社の取締役とします。

本制度の導入により、取締役の報酬は、「基礎報酬」、「短期インセンティブ（現金賞与）」及び本制度による「長期インセンティブ（業績連動型株式報酬）」により構成されることになります。

本株主総会において本制度の導入に係る議案を原案のとおりご承認いただいた場合、2017年6月29日開催の第44期定時株主総会においてご承認いただきました、「株式報酬型ストックオプション」にかかる報酬枠（1事業年度当たり300百万円以内かつ新株予約権5,000個（当社普通株式500,000株）を上限とする）を廃止し、今後は「株式報酬型ストックオプション」としての新株予約権の付与は行わないことといたします。

また、「株式報酬型ストックオプション」から本制度への移行措置として、本制度の対象となる取締役に対して「株式報酬型ストックオプション」として付与済の新株予約権のうち、未行使のもの（ただし、前事業年度分として付与することを予定していた分も含みます。以下同様です。）につきましては、本議案が原案どおり承認可決されること、及び、本制度の運用が開始されることを条件として、当該取締役において権利放棄して消滅させたうえで、これに代えて本制度に基づき当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を交付することといたします。

さらに、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「執行役員」といいます。）ならびに、当社の関係会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び当社の一部の関係会社と委任契約を締結している執行役員（以下、総称して「関係会社取締役等」といいます。）に対しても、取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入する予定です。この場合、執行役員及び関係会社取締役等も、取締役と同様に、本制度運用のために当社が設定する信託（下記2(1)の本信託）の受益者となります。また、当社は、執行役員及び関係会社取締役等に対して交付するための株式取得資金につきましても併せて当該信託の受託者に信託いたします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が当該取締役に付与するポイント数に相当する当社株式（及び当社株式の換価処分金相当額の金銭）の交付をする株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、退任時（死亡時を除く。）または信託期間中の所定の時期（原則としてポイント付与から3年経過後。ただし、当該期間経過前に取締役を退任する場合等は当該時点）です。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、下記(5)のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します(信託期間は約3年間としますが、下記のとおり、延長することがあります。)

そのうえで、当社は、取締役会決議により、5事業年度以内の連続する事業年度を本制度の「対象期間」として設定し、当該対象期間中に、本制度に基づき当社株式を取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当該対象期間の事業年度数に金300百万円を乗じた金額を上限とする金銭を当該対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、本信託に信託します。なお、初回の対象期間は2026年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度の期間とします。ただし、下記(3)のとおり「株式報酬型ストックオプション」から本制度への移行措置を設けることから、初回の対象期間においては、その事業年度数(3)に金300百万円を乗じた金額(即ち、金900百万円)を上限とする金銭に加え、「株式報酬型ストックオプション」からの移行措置として取締役が付与するポイント見合いの当社株式の取得原資として600百万円を上限とする金銭を本信託に信託します。

本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、取引所市場(立会外取引を含みます。)を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員及び関係会社取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、初回の対象期間満了後に新たな対象期間を設定した場合には、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下同様です。)本制度を継続します。この場合、当社は、当該新たな対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、上記上限の範囲内の金銭を本信託に追加信託し、また、後述(3)のポイント付与及び(4)の当社株式の交付を継続いたします。

また、上記のように新たな対象期間を設定せず、本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ当該ポイント見合いの当社株式の交付を受けていない取締役がある場合には、当該取締役に対する当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）においてポイントを付与します。

かかるポイントは、役位等に応じて定める数に業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数を付与するものとします。ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1 事業年度あたり 750,000 ポイントを上限とします。(※)

なお、かかる業績連動指標及び業績連動係数のレンジは当社の取締役会において決定するものとしますが、初回の対象期間における業績連動指標は、「ROE」「TSR」「従業員エンゲージメント」等とし、業績連動係数のレンジは0%から200%までとする予定です。

※：「株式報酬型ストックオプション」から本制度への移行措置として、以下のとおりとします。

即ち、「株式報酬型ストックオプション」として付与済の新株予約権のうち未行使のものを取締役が付与した場合には、2026 年3月末日に終了する事業年度中に、上記ポイント上限とは別枠で（ただし、総数 814,900 ポイントを上限として）、当該取締役に対して、当該新株予約権の目的となる株式数相当のポイントが付与するものとします。

(4) 取締役に交付が行われる当社株式

本制度に基づき取締役に交付が行われる当社株式の数は、上記(3)で付与されたポイント1ポイントにつき1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

(5) 取締役に対する当社株式の交付の方法及び時期

各取締役は、その退任時（死亡時を除く。）または信託期間中の所定の時期（原則としてポイント付与から3年経過後。ただし、当該期間経過前に取締役を退任する場合等は当該時点）に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記(4)の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合に相当する当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

なお、取締役が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与され残存している累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえでその換価処分金相当額の金銭の交付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(8) 信託期間終了時の取り扱い

本信託が終了する場合、本信託内の残余の当社株式（もしあれば）は、本信託の受託者から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託内の当社株式に係る配当の残余（もしあれば）のうち一定の金銭については、当社及び当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人への寄附を行う予定です。

(9) その他の本制度の内容

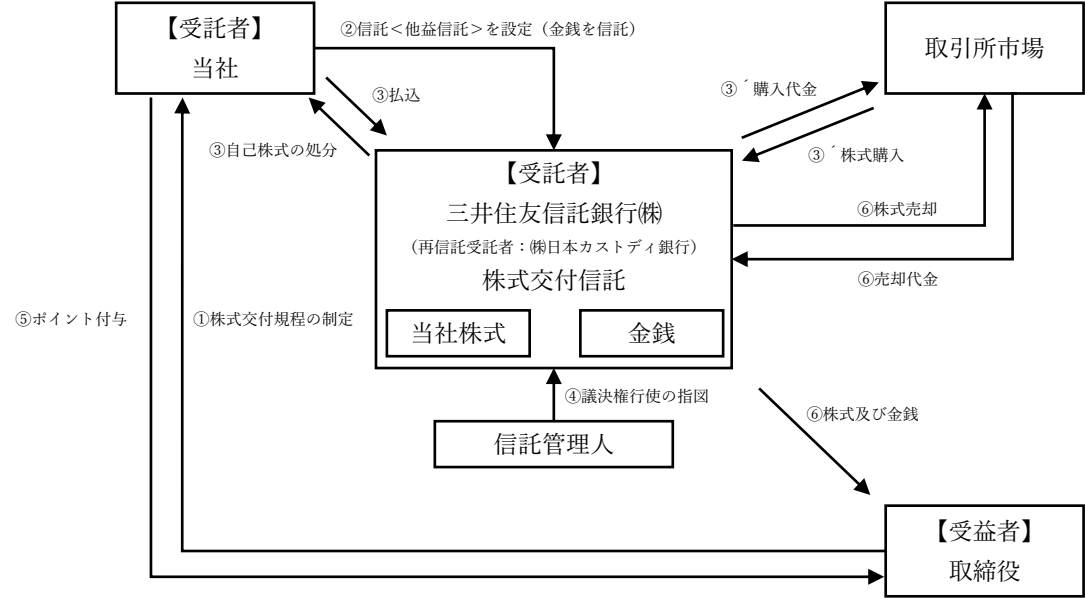
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考）本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行）
(4) 受益者	当社の取締役及び執行役員並びに関係会社取締役等のうち受益者要件を満たす者

(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託期間	2025 年 8 月～2028 年 8 月（予定）
(9) 金銭を信託する日	2025 年 8 月（予定）

（ご参考）本制度の仕組み



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

② 当社は下記⑥のとおり受益権を取得する取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。

③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者としします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を

行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

以 上